

今回改正する細則（6種類）

- ①地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
- ②2項委託に関わる地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
- ③地籍調査事業（街区境界調査）工程管理及び検査規程細則
- ④2項委託に係る地籍調査事業（街区境界調査）
工程管理及び検査規程細則
- ⑤地籍調査事業（航測法による地籍調査）
工程管理及び検査規程細則
- ⑥2項委託に係る地籍調査事業（航測法による地籍調査）
工程管理及び検査規程細則

改正概要

「工程管理及び検査規程細則」について、下記所要の改正を行う。

- ・実運用を踏まえた規定の適正化
- ・公共測量の作業規程の準則の一部改正（令和5年3月31日一部改正）を踏まえた用語・計算式の修正
- ・その他、表現の適正化等

（主な改正事項）

- 1, 細部放射点の点検測量に係る留意事項として、以下を記載
「ただし、放射点の点検測量を最初の観測に続けて実施する場合は、F I 3 工程で実施するものとする。なお、この場合の点検測量の数量については、多角測量法とまとめてF I 5 で数えるものとする。」
- 2, 点検測量の精度管理表の点検（C 6 及びD 6、F I 5）
「精度管理表の全数について点検」
→「点検測量に関する精度管理表の全数について点検」に修正
- 3, F I 工程とF II - 1 工程を同時に実施した場合に、実施者検査はF II - 1 工程でまとめて実施できるよう改正
- 4, 2項委託の受託法人検査及び委託者検査の省略を改めて規定
2項委託は第三者機関による測量成果の検定受検が必須のため、下記の通り精度管理表の全数検査までは行わない改正
 - ・受託法人検査（C 8 及びD 8、F I 7）
 - ・委託者検査（C 9 及びD 9、F I 8）精度管理表の検査は「点検測量に関するもの」に統一

5, 別葉C～Hの記載要領

計画面積は、km²を単位とし小数点以下第2位まで（小数点以下第3位切り捨て）追記

6, 別葉C 点検測量（C6）

C工程の主流がGNSS測量になっており点検数量の単位「点」→「辺」に統一

7, 別葉FⅡ-1と別葉FⅡ-2の 両方に筆界点成果簿の欄を作成

- 令和2年度の準則改正で、筆界点成果簿はFⅡ-2工程で作成する成果となったが、FⅡ-1工程で作成した場合にも対応
- また筆界点成果簿については、FⅡ-1工程で作成した場合は、別葉FⅡ-1に枚数等を記入するため、別葉FⅡ-2には記入しない事を記載要領に追記

成果件数	地籍図一覧図縮尺	1 /		地籍図（原図）数		
	筆界点成果簿	冊 枚		精度区分	縮尺区分	図郭数
	総筆数		筆			面
	計画面積		km ²			面
備考	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> 「筆界点成果簿」の欄を別葉FⅡ-1以外に、別葉FⅡ-2にも追加 </div>					

8, 実施者検査及び認証者検査の辺長検査の追記

- 辺長検査はR2年度の改正でFⅡ-2工程で実施する工程となったが、FⅡ-1工程での実施も規定することで、FⅡ-1及びFⅡ-2のいずれかの工程での実施を可能とする
改定前・・・実施者検査（FⅡ-24）及び認証者検査（FⅡ-25）

【新規】・・・実施者検査（FⅡ-14）及び認証者検査（FⅡ-15）

- 別葉FⅡ-1に辺長検査を追加
FⅡ-1工程で辺長検査を実施した場合は、別葉FⅡ-1に抽出筆数等を記入するため、別葉FⅡ-2には記入しない事を記載要領に追記

	工程小分類		工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記 事
	管理及び検査の概要	作業の準備	FⅡ-11			業務計画書等	
観測及び測定		FⅡ-12	FⅡ-14での辺長検査を追記			全数	(観測簿) (観測手簿:距離)
計算及び筆界点の点検		FⅡ-13			枚 筆	全数 筆	(精度管理表) (辺)
実施者検査		FⅡ-14			枚 筆 工程管理記録	全数 筆 全数	(精度管理表) (辺)
認証者検査		FⅡ-15			枚 筆 工程管理記録 検査記録	全数 筆 全数 全数	(精度管理表) (辺)
成果件数	筆界点成果簿		冊	枚	精度区分		
	測量手法等				総筆数		筆
	精度管理表			枚	計画面積		km ²
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> FⅡ-15での辺長検査を追記 </div>							

9, H工程 閲覧 (H5) の留意事項として以下を記載 (令和2年度に削除された条文)
「閲覧の実施に当たっては、調査成果の確認が得られるよう所要の措置をするものとする」

10, 街区境界調査 別葉GH、閲覧根拠となる条文の修正
「法第17条第1項」 → 「**法第21条の2第3項**」

(街区境界調査成果に係る特例) 法第21条の2第3項

地方公共団体又は土地改良区等は、第一項の規定に基づき地図及び簿冊を作成したときは、遅滞なく、その旨を公告し、同項の調査及び測量が行われた市町村の事務所において、その公告の日から二十日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

(航測法のみに関連する主な改正事項)

1, 令和5年3月31日付で公共測量の作業規程の準則が一部改正された事による文言統一等

- ・ **G N S S / I M U 調整計算成果表** → **削除**
- ・ **G N S S / I M U 計算精度管理表** → **G N S S / I M U 解析結果精度管理表**
- ・ 撮影記録 → **撮影記録簿**
- ・ 航空レーザ計測記録 → **航空レーザ計測記録簿**
- ・ コース間点検 **箇所残差表** → **コース間点検精度管理表**

2, その他、用語の修正等

- ・ 筆界の確認事実の有無 → 筆界の確認事実の **記録**の有無
- ・ 1パーセント以上の照合検査 → 1パーセント以上の照合 **点検**
- ・ 筆界点座標値の計算及び点検 → 筆界点座標値の **計測**及び点検
- ・ 筆界点座標値の計算及び点検 → 筆界点座標値の **計測**及び点検
- ・ 観測及び測量 (一筆地測量) → 観測及び **測定** (一筆地測量)
- ・ 航空測量「**新点数 点**」 → 航空測量「**一式**」
- ・ 調整用基準点調査 **票** → 調整用基準点調査 **表**